

【 令和 8 年度第 1 回中標津町自治推進会議報告 】

日 時：令和 8 年 5 月 22 日（金）

場 所：中標津町役場 3 階 301 号会議室

出席者：12 名（中標津町自治推進会議委員 6 名、ファシリテーター 1 名、事務局 5 名）

傍聴者：なし



会議開催前に町長より本会議への諮問書手交、理事者挨拶あり

<会議次第>

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議題

[進行：東田ファシリテーター]

町民憲章 唱和



(昭和 40 年 7 月 1 日制定)

わたしたちは、朝夕気高い武佐岳を仰ぎ、標津川の流れとともにひらけゆく中標津の町民です。

はてしない緑の原に、先人のきびしい開拓のあとをしのび、その心をうけて、みんなの力で明るい豊かなまちをつくるために、この憲章をさだめます。

- 1 からだをきたえ、しあわせな家庭にしましょう。
- 1 誇りをもって働き、豊かなまちにしましょう。
- 1 きまりを守り、明るいまちにしましょう。
- 1 自然を愛し、美しいまちにしましょう。
- 1 敬愛を高め、よりよい文化を育てましょう。

※ 議案に入る前に前回の振り返りと本日の議題確認

- (1) 今年度のことについて
- (2) そこそこ頑張る改正案について
- (3) 答申書の内容案について
- (4) 解説書の修正作業について
- (5) イベント開催について
- (6) その他

4 閉会

<配付資料>

- ① 会議資料 1：令和 8 年度自治推進会議スケジュール
- ② 会議資料 2：そこそこ頑張る改正案
- ③ 事務局作成資料：数字で見る中標津町自治基本条例の運用状況（令和 7 年度分）

<会議結果報告>

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議題



※前回の振り返りと本日の課題確認

東田ファシリテーター

議会との意見交換の際、条例第4章の「町内会および町民活動団体」についての改正を何とかやってほしいという意見があったこと、自治の推進度合いをチェックするためにチェックシートを作ったらどうだろうかというアドバイスをいただいた。また、現在検討中の「議会基本条例」について、「自治基本条例」と齟齬が生じる内容にはならないという話だった。

2月に勉強会を行い、第4章の改正について頑張りたいということで私から何パターンか案を出させてもらい、どの案がいいか委員で意見交換をし、その結果をもとに今回議題になっている【そこそこ頑張る改正案】を作った。改正案について深く話し合うためにスケジュールを調整し、答申を1月にした。

町民ファシリテーターに関しては、進捗状況を確認していくこととなった。

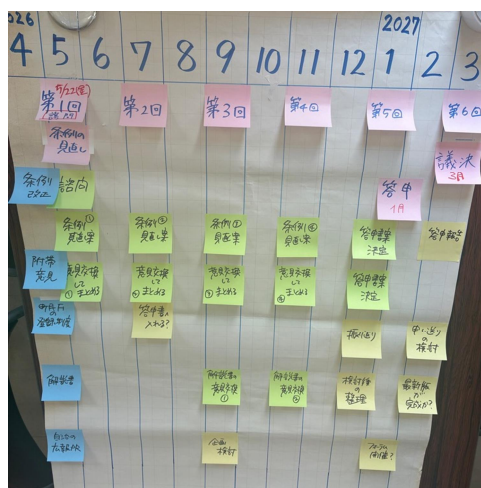
議題（1）今年度のことについて

東田ファシリテーター

今年度のスケジュールについて確認したい。（会議資料1を参照）

答申を1月にずらしたので、あと3回（7、9、11月）、答申書の内容を考える時間がある。改正する場合、それだけを書けば良いわけではなく、改正するに至った経緯や理由も併せて書かなければならない。そして、附帯意見としてまちづくり活動や課題、検討事項も加える。それをその3回で自治推進会議の中で意見交換などを経て答申書に盛り込んでいく。必ず入れたい附帯意見は、「町民ファシリテーター」のこと。

解説書の修正作業は後半にした。そして、やることが多い今年度だが、条例のPRとしてイベントやフォーラムなどを本当にやる余裕があるか？についても話したい。



今年度は、特に重要な一年に！

議題（２）会議資料２ そこそこ頑張る改正案について

東田ファシリテーター

3月の自治推進会議のとき、私から何パターンか案を出させてもらい、どの案がいいか委員で意見交換をした。その結果、条例の章は分けずに追記し見直すこととなったため、今日の会議資料2【そこそ頑張る改正案】を作成したので説明する。

表中右側の黄色マーカーは現行から変更した部分で、青マーカーは、何について書かれているかを表している。細かくいうと、第4章第15条はそれぞれの組織の定義、第16条はそれぞれの組織の役割、第17条はそれぞれの組織にかかわる町民の役割、第18条はそれぞれの組織にかかわる議会の役割、第19条はそれぞれの組織にかかわる行政の役割についてである。

主語を「町内会とは」と「町民活動団体とは」をしっかりと分けて書いた。

●第15条(町内会及び町民活動団体の定義)

第1項「町内会とは～」は第7期中標津町総合計画後期基本計画を参考にした。ただ、完全に同じではない。議会との対話で話していた「共助の基盤」という言葉を加えた。

第2項「町民活動団体とは～」は誰がやる組織なのか？ということ、町内会はエリアや地縁にある程度縛られているため、反対に自由という言葉を入れた。これは、NPOの法律である特定非営利活動促進法を参考にした。

●第16条(町内会及び町民活動団体の役割)

各町内会の会則を見ると活動目的を会員だけと限定しているところもあったが、多くの町内会に共通して、会員に限定せず「そこに暮らす町民全体または会員に対して」となっていた。

また、課題は暮らしに密着している内容が圧倒的に多く、それぞれ会則に沿って目的を達成する活動を行い町民の暮らしと自治を支えているのが町内会としている。

次に、町民活動団体の役割については、これも特定非営利活動促進法を参考にした。現条例の第2項、第3項、第4項はそのまま第4項、第5項、第6項とし、町内会と町民活動団体の役割を分けて明確にした。

●第17条(町民及び町民活動団体にかかわる町民の役割)

第1項はそのままにした。町民がどちらに関わるのも同じ理由なのではないかと思ったから。

第2項はどのように活動するのかについて書いてあるので、主語は「町民は」とし、2つのことを書いた。「町民主体の自治の実現に向けて基本的な単位であり、居住する地域の共助の基盤である町内会と、自由な社会貢献活動を行い、公益の増進に寄与する町民活動団体の、それぞれの重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てます。」とした。

●第18条(町内会及び町民活動団体にかかわる議会の役割)

第1項はそのままにして、第2項を作り、「町内会の加入促進等の協力連携を図ります。」という、議会側の役割を書いた。これでいいのかどうなのか、議員の皆さんの総意なのか、これを書くことで逆に困ることが起こるのかどうかを議論していきたい。

●第19条(町内会及び町民活動団体にかかわる行政の役割)

第1項はそのままにして、第2項を第7期中標津町総合計画後期基本計画の11ページ(5)を参考に作り、「町内会の加入促進への協力連携と合わせ、時代のニーズに即した行政と町内会における連携を図ります。」とした。

委員

第16条(町内会及び町民活動団体の役割)の第2項「町内会は、居住する地域の町民が、そこに暮らす町民全体または町内会会員に対して〜〜」は、町内会が主語なのに、町内会会員が後ろになるのは、違和感がある。

東田ファシリテーター

次回会議までに、この文章をベースに言い回しや言葉尻を考えてきてもらいたい。

会長

方向性としては良いと思う。町内会役員の立場としても今回をチャンスと捉え、町内会の在り方、地域の人との関係がプラスに動けばと思う。これが、町内会への力になってほしい。

委員

議会の意見もふまえて、分けた方が明確になり良いと思う。たとえ町内会に加入していなくても地縁関係はあり、各町内会の区域に暮らしていることには変わらない(無関係ではない)。その重みを感じることが出来たらと思う。

東田ファシリテーター

ただ、今回の改正案がそのまま議会に通るとは限らない。もう少しみんなで整理し、事前に議員へヒアリングした方が良いと思う。

委員

正直、本当に分ける必要があるのか、そこまで違いがあるのかとも思う。

会長

今は町内会の役員になって違うなと思った。地域に住む人たちの暮らしを考えること、命を考えること、これは重いことだと思う。

東田ファシリテーター

それに比べると町民活動団体は自由だと思う。例えば、町に拠点を置きながらも町以外のことを取り組んでも良いから。

副会長

方向性としては良いと思う。

もし、議会で章を分けた方が良いとなれば、議会で考えてもらってもいいと思う。

東田ファシリテーター

では、この方向性で話し合っていくことで決定。次回2回目7月、3回目9月の会議で細かい内容や表現の仕方等しっかり話し合っていこう。

また私の方で次回までに、今までの意見などを参考に◎答申書の改正への意見を取りまとめたいと思う。

今回は、改正案の細かい内容や表現方法について掘り下げよう！

議題（3）答申書の内容案について

答申書の条例改正への意見について

東田ファシリテーター

なぜ改正が必要なのか、その理由や背景、ポイントを書く必要がある。今までのヒアリングの議事録等を参考にして関係箇所をそのまま抜き出してみたので、これをきちんと文章に整理していかなければならない。

答申書へのまちづくりに関する附帯意見

東田ファシリテーター

会議資料2の4ページ下から5行目からは、まちづくり等に関する附帯意見を書いた。まずは、町民ファシリテーターについて、次に外国人と若者については、優先順位をどうするかも考えたい。

●町民ファシリテーターについて

N-CAN と話しもう少し掘り下げてから、町民ファシリテーターの経緯、町民自治における役割や必要性、広がりを書き、重要性を示せればと思う。

●外国人について

意見交換会を通して、受け入れている町内会側も実際に住んでいる外国人側も、双方、良好な関係であることが分かった。今後、より良い関係性を築いて地域を活性化させることが出来たらというような内容を書ければいいと思う。

●若者について

自治への参加についての意欲的なことが分かった。ただ、自治推進会議だけの取り組みや条例を改正することで自治が推進されるというものではなかったので、行政側の取組や受け入れ体制を作っていく必要があるというような内容が書ければいいと思う。

○その他

毎回書いているが自治の基本原則「情報共有」「町民参加」「協働」について、これからもしっかり推進していこうという内容を書ければと思う。

答申に向けて、重たい内容だが頑張ろう！

議題（4）解説書の修正作業について

東田ファシリテーター

以前解説書の修正について勉強会を通して委員の皆さんに意見を出してもらい、それを事務局にコメントを入れてまとめてもらった。解説書の全35ページに意見を出してもらったので、コメントの量は109個とかなりのボリュームになっている。7月、9月で改正案を考えなければならないし、答申書の内容についての話し合いの時間も必要になる。そうすると解説書については、この量をいつどのように話し合っていくのかみなさんの意見を聞きたい。



委員

こうしてみるとかなりの量で、うまくまとめられるだろうか・・・。

委員

前文の「故郷」は（４ページ１２行目）NHKのアクセント辞典を見ると読み、漢字で書いている場合は「こきょう」という読み方になっていた。「ふるさと」と書く場合は平仮名になっていた。これはNHKの場合だが、新聞記事だったらこうなど、そういう文言についてはチェックできそうだと思う。

委員

それぞれ担当分けをしたらどうだろうか。

委員

てにをはの統一性を出すためにも、ページごとの担当分けなどはやめた方がいいと思う。

委員

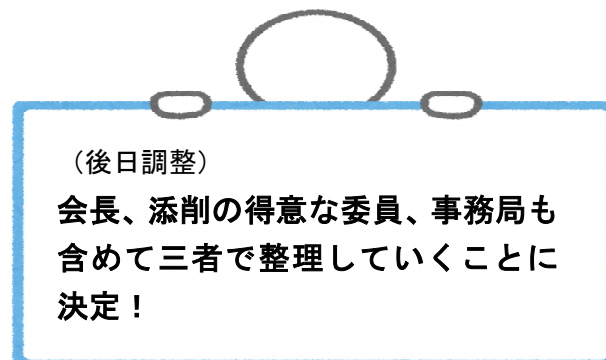
添削の得意な委員の力や、会長のチェックが必要だと思う。または、AIの添削機能も使えるだろうか？

東田ファシリテーター

まずは委員全員で軽く一度さらって意見を出した。本格的に修正していく作業をまた委員全員でするのはまとめづらいし大変になると思う。

会長

代表して、私と添削が得意な委員で作業するのがいいと思う。



議題（５）イベント開催について

東田ファシリテーター

以前、イベント開催について案が出ていたが実際のところはどうだろうか？

委員

ゲリラ町民憲章はどうか。イベントごとに会長がいきなり壇上に上がってステージをジャックするとインパクトがあるのではないか。

委員

町の行事があるときにやればいいのか。町内放送の機会があればその時に町民憲章を流してはどうだろうか。

委員

今回のイベントの趣旨としては、条例を改正しましたというお披露目イベントになるのでは

ないのか？

東田ファシリテーター

自治を推進したり、自治基本条例をPRするイベントなど、いろいろなものが考えられる。今までやったのはPRイベントだったり、自治について考えるイベントだったりいろいろだった。

委員

例えばどのようなことをやったのか。

東田ファシリテーター

自治って何？をテーマにしたワークショップを行ったり、自治基本条例がどのように組み立てられているかを解説したものなどがあつた。

会長

自治基本条例が制定されたときは、総合文化会館大ホールで、紙芝居や抽選会をやつた。

東田ファシリテーター

これまでの会議では、自治の周知方法として漫画や看板などアイデアが出たが実現に至らなかったの今回イベントという形で周知出来たらと思っていたが、条例を改正する方向になったため、イベントについて考えられる時間が取れないと思った。

委員

最終的に条例改正が実現できた場合、どのように周知すると効果的だろうか。ここまで我々で頑張ってきた結果を町民に知ってもらえないままではやった意味がなくなってしまう。

会長

町内会にこそ伝わってほしい。全町連に向けて説明会を開催するのはどうだろうか。

委員

そもそも周知するための予算はあるのだろうか？来年度実施するとすれば9月頃までに決めないと町として予算をつけるのは難しいのではないか？

事務局

効果が期待できるものなら予算がつく可能性もある。また、町広報紙に掲載することも考えている。

委員

町広報紙に掲載するならば表紙にするのがいいと思う。そのくらいしないと意味がないと思う。以前、別の条例ができた時も表紙になっていた。

会長

自治基本条例が制定されたときは横断幕を作つた。あとは、広く知ってもらうために、カレンダーを作成し全戸配布をした。

事務局

これからの話ではあるが、町公式ホームページをリニューアルする予定である。自治基本条例についてより分かりやすく掲載したいと思っている。3月議会で議決されると、タイミングとしては5月号の広報紙から掲載することができると思う。町民憲章は広報紙のくらしのひろばインフォメーション（最後の見開きページ）の上段に毎月掲載している。

委員

掲載されていることは知らなかった。

委員

私が小さい頃は、町の自治放送があり、毎日町民憲章が流れていたの、何となく頭に残っている。そういう耳に残るやり方がいいと思うが、今は無くなってしまった。

委員

FM はなで毎回最初に流すのはどうだろう。

東田ファシリテーター

今回はイベント開催ではない方法で広報の仕方を考える方向にする。

次回は、イベント開催以外で効果的な広報の仕方を話し合おう！

議題（6）その他

《今後の会議等日程について》（東田Fの予定と会議室の関係から大体決めてしまいたい）

第2回 7月27日（月）19：00～ ※改正案について話す特に大事な回！

第3回 9月30日（水）19：00～

第4回 11月20日（金）19：00～

4 閉会

まとめ

- (1) 今年度のことについて
 - ・スケジュール表（会議資料1）のとおり
- (2) そこそこ頑張る改正案について
 - ・主語を「町内会とは」と「町民活動団体とは」にしっかり分けて、それぞれの役割や目的等について明確にした。今後、これをもとに検討していく。
- (3) 答申書の内容案について
 - ・条例改正への意見、まちづくりに関する附帯意見の内容を整理する。
- (4) 解説書の修正作業について
 - ・勉強会で出た意見を参考に担当者を決めて事務局と一緒に整理していく。
- (5) イベント開催について
 - ・「イベント」という形ではなく、別の方法で自治や条例改正について周知するための広報の方法を考える。
- (6) その他
 - ・次回は、令和8年7月27日（月）19：00～場所は101号会議室